

日本郵政共済組合 共済センター長 殿

生計同一に関する申立書

私は、下記の理由により、被扶養者 共済 花子 続柄(妻)と住民票上は世帯分離していますが、同一住所に住んでおり、かつ、生計を同一にしていることを下記のとおり事実と相違ないことを申し立てます。

なお、申立てた内容が事実と相違していた場合、被扶養者の認定を2022年10月1日に遡って削除し、同年10月1日以降貴共済組合より受給した給付金等について直ちに返納することに同意します。

2022年 11月 10日

組合員番号 01234567

氏 名 共済 太郎

記

【世帯分離している理由】

- 事例1 市役所で転入の手続きをした時に、自動的に世帯分離となっていました。
- 事例2 父母の介護費用の負担軽減のため、世帯分離しています。
- 事例3 孫を保育園に入れるため、子の世帯と世帯分離しています。

世帯分離している理由を具体的に記入してください。

【生計を同一にしていることの詳細な内容（経済的援助、生活費の負担等）】

- 事例1 生活に係る費用（食費・衣料費・医療費）は、すべて私が負担しています。
買った食費や医療費等のレシート、支払った領収書等の写しを同封します。
- 事例2 税金や水道光熱費はすべて私が負担しています。
私の名前が記載されている固定資産税の納付書の写しと水光熱費の請求書(写)を同封します。

被扶養者の生活費をどのように負担しているか記入してください。

添付書類 ①組合員の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）の写し
②被扶養者と生計を同一にしていることが確認できる資料
(被扶養者の生活に要する費用を組合員が負担していることを確認できる資料)

(注) この申立書は組合員と被扶養者が同一住所に住み、かつ、生計を同一にしているが、やむを得ない理由により、住民票上は世帯分離しているとき、その理由を申し立てていただくためのものです。